

事業規約

第1章 総則

第1条 (事業)

荏原共済は、会員からの共済掛金によって、被共済者に共済期間中に共済事由が発生した場合に共済金を支払う事業を行う。

第2条 (会員)

会員となることのできる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 労働組合または従業員会等の組織会員であること。
- (2) 労働組合または従業員会等が認めた者で、組織掛金を継続して納入するものであること。

第3条 (個人共済被共済者の範囲)

被共済者となることのできる者は、第2条の会員およびその家族(配偶者・子・孫・実の両親・実の兄弟姉妹)とし、加入時の毎年1月1日の年齢が生後3ヵ月以上60歳未満の者(定年退職者はその限りではない)とする。外国籍の会員の家族は、日本に居住している者のみ加入を認める。なお、60歳以上65歳未満の者のC型およびD型の加入を認める。

また、組織会員から2親等の者は23歳未満の者に限り加入を認める。2022年2月時点で既に加わっている組織会員から2親等の者に限って、23歳以降の継続加入を認める特例措置を設け、当該措置の対象者の増口は認めない。

ただし、いずれの場合も健康告知①、②に該当する者を除く。

なお健康告知とは、次の問い掛けに対し明らかかどうかの告知を言い、健康告知③乃至⑤は審査によって加入の可否を決定する。

- ① 病気やケガのため、加入申込日において安静状態、もしくは医師の診断により入院・休業・手術を要することが明らかである。または、余命宣告を受けている。
- ② 過去にがんに罹患し、退院から丸3年が経過していない。
- ③ 過去1年間で入院（出産を除く）または1ヵ月以上の休業（育児・介護休業を除く）をしたことがある。
- ④ 現在、定期的に通院している。または、医師から処方された薬を常時服用している。
- ⑤ 直近の健康診断で「要受診」の項目があった。
- ⑥ 上記のすべてに該当しない。

第4条 （共済種目）

荏原共済が実施する共済制度は、組織共済制度および個人共済制度の2種目とし、細目は別表1と別表2の通りとする。

第5条 （共済期間）

共済期間は、1月1日より12月31日までの1年間とする。

第6条 （共済内容の提示）

荏原共済は、共済契約を締結するときは、加入申込者に対し、第1章から第3章までに規定する事項のうち、共済内容となるべきものをあらかじめ正確に提示しなければならない。

第7条 （異動の通知義務）

団体の代表者は、加入者に中途加入・脱退による異動が生じたときは、毎月末ごとに、当該月の異動状況を事務局に通知しなければならない。

第 2 章 共済契約

第 8 条 （共済契約締結の要件）

荏原共済は、事業規約第 2 条および第 3 条に定める要件を満たすもの限り、共済契約を締結するものとする。

第 9 条 （共済掛金の額および最高限度）

共済契約についての共済掛金額は、次のとおりとする。

- (1) 組織共済は細則第 6 条第 1 項に定めた額。
- (2) 個人共済は細則第 6 条第 2 項の定めに基づいて A 型は、1 口について定めた共済掛金額の 20 倍を最高限度とする。また C 型および D 型は、1 口について定めた共済掛金額の 5 倍を最高限度とする。

第 10 条 （共済契約の申込み）

- (1) 組織共済において、団体の代表者が共済契約の申込みをしようとするときは、組織共済加入登録申請書に必要事項を記入し、6 ヶ月分の共済掛金に相当する金額および加入者全員の名簿を添え、事務局に提出しなければならない。
- (2) 個人共済において、会員が共済契約の申込みをしようとするときは、個人共済加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて事務局に提出しなければならない。

第 11 条 （共済契約の成立および効力の発生）

共済契約の成立は、荏原共済が加入を承諾したときとし、効力の発生は、毎年 1 月 1 日とする。

ただし、個人中途加入においては、加入申込書に掛金を添えて加入申込みをした日（以下「加入日」という）に、効力が発生するものとする。なお、B 型の新規加入は停止する。

第 12 条 （共済掛金の払込方法および払込先）

- (1) 組織共済は、各団体の全会員の 6 ヶ月分の共済掛金を一括して、毎年 2 月末日および 8 月末日に、荏原共済の指定する口座に払い込むものとする。ただし、掛金納入基礎人員は、毎年 2 月 1 日現在および 8 月 1 日現在の会員数とする。
- (2) 個人共済は、前納制とし加入者各人の月々の給与よりチェックオフとする。

第 13 条 （共済契約の無効）

- (1) 被共済者が、被共済者となった当時において、すでに死亡していたとき、年齢が事業規約第 3 条に定める範囲外であったとき、または個人共済において健康告知①または②に該当していた場合、または健康告知③乃至⑤において加入判断に関わる重大な事実が正確に告知されていなかったと団体代表者による決議で認定された場合は、当該被共済者にかかる共済契約は無効とする。
- (2) 前項に該当する者のうち、すでに共済金が支払われていた場合は、当該被共済者は、その支払われた共済給付金を返還しなければならない。

第 14 条 （契約事務）

共済契約に関する事務は別に定めるてびきに基づいて行う。

第 15 条 （共済金の支払い）

- (1) 荏原共済は被共済者が効力発生日以後に生じた共済事由につき、荏原共済に給付申請があった場合は、別表および別に定める給付認定基準により、30 日以内に被共済者に共済金を支払うものとする。ただし被共済者が給付金支払いまでの間に死亡した場合、受給する者の順位は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹とし、同順位の者が 2 人以上存在する場合には、受給者のうち共済会が認めた代表者に対し支払う。

- (2) 労働組合従業員会活動中の補償は、扶助規程に基づいて支給する。また、組織共済の給付との併給は行わない。
- (3) 天災、変乱、戦争および感染症や交通災害等により大量の被災者が生じた場合の給付は、運営委員会総会の決定に基づいて行う。

第 16 条 （共済金の支払い請求）

団体の代表者は、前条の共済事由が発生したときは、共済給付申請書に証明書類を添え、事務局に共済金の支払いを請求するものとする。

第 17 条 （共済金の支払い義務を免れる場合）

在任共済は、次の場合には、共済金を支払う義務を免れる。

(1) 組織共済

- ① 加入者または家族の「故意」により共済事由が発生したとき。
- ② 入院・休業通院見舞いにおいて、慢性中毒による場合。
なお、慢性中毒とはアルコール依存症（中毒）、薬物中毒（麻薬・シンナー類）によるもの。
- ③ 被保険者の加入起算日から 1 年以内の自殺。

(2) 個人共済

- ① 加入者または家族の「故意」により共済事由が発生したとき。
 - ② 入院・休業通院見舞いにおいて、先天異常による場合および慢性中毒による場合。
 - ③ 被保険者の加入起算日から 1 年以内の自殺。ただし、増口が行われた場合、増口の効力起算日から 1 年以内の自殺に関しては、増口前の口数にて給付金を支払う。
 - ④ 加入審査の際に正しい健康告知がなされていなかったとき。
- (3) 組織共済・個人共済を問わず、共済事由発生の日から 2 年を経過した後の共済金の請求は、時効により消滅する。ただし、時効の対象は会員の期間のみとする。

第 18 条 （異議の申し立ておよび審査委員会）

- (1) 共済契約および共済金の支払いに関する荏原共済の処置につき不服があるときは、被共済者は別に定める審査委員会に対して、異議の申し立てをすることができる。
- (2) 前項の異議の申し立ては、荏原共済の処置があった日から速やかに行うものとする。
- (3) 異議の申し立てがあったときは、審査委員会は速やかに、別に定める規則により審査を行い、その結果を異議の申し立てをした団体の代表者に通知しなければならない。
- (4) 前項の審査において、異議の申し立てをした団体の代表者および被共済者は、審査委員会に出席し、発言することができる。

第 3 章 事業の実施方法

第 19 条 （異常危険準備金等、団体援助基金および積立金）

荏原共済は、毎事業年度末において、異常危険準備金等、団体援助基金および積立金を必要に応じ積み立てるものとする。

第 20 条 （共済還元金の支給）

荏原共済は、毎事業年度末において、剰余金が計上できる時には共済還元金の支給を行うことができる。

第 21 条 （他団体への加入）

荏原共済は、事業安定のため他の団体の扱う、荏原共済制度に共通する制度に「危険再担保」として加入できる。

第 22 条 （細則）

この規約に定めるものの他、共通事業実施のための手続き、その他事業執行について必要な事項に関する細則を別に定める。

第 23 条 （改廃）

この規約の改廃は、運営委員会総会の決議を経るものとする。

第 24 条 （施行）

この規約は、1988年1月1日より施行する。

2007年2月23日 一部改訂

2010年2月26日 一部改訂

2011年2月25日 一部改訂

2015年2月20日 一部改訂

2019年2月22日 一部改訂

2020年2月28日 一部改訂

2022年2月28日 一部改訂

2023年2月17日 一部改訂

2025年2月21日 一部改訂

別表 1

組 織 共 済

1口の月額掛金 350円

給付事由		給付基準		給付金額
祝金	結婚	組織加入者が結婚した場合		20,000円
	出生	組織加入者に子供が出生した場合		10,000円
	水晶婚	組織加入者が結婚後15年たった場合		10,000円
	銀婚	組織加入者が結婚後25年たった場合		10,000円
弔慰金	本人死亡	組織加入者が死亡した場合		100,000円
	配偶者死亡	内縁（同居）を含む		50,000円
	子供死亡	養子・死産を含む		20,000円
	親死亡	本人・配偶者の親		10,000円
	兄弟姉妹死亡	本人の兄弟姉妹		10,000円
	祖父母死亡	祖父母（同居のみ）		10,000円
入院・ 見舞金 休業通院	病気入院	1日目より	1共済期間で180日を限度とし、通算900日を限度	日額1,200円
	ケガ入院	1日目より		
	病気休業通院	連続10日以上	1共済期間で90日を限度とし、通算450日を限度	日額 600円
	ケガ休業通院	連続3日以上		
退職餞別金		組織加入者が定年により退職した場合		10,000円
		共済に加入し5年以上経過して退職した場合		10,000円
火災等見舞金		地震を除く火災・風水害による見舞金	別に定める基準によってその都度決定	

(注) 労働組合および従業員会活動中の補償は扶助規定に基づく支給によって対処するものとし、上記の弔慰金、入院休業通院見舞金との併給はしない。

(注) 本人および配偶者死亡の場合、給付金の他に花輪または生花を供出する。

別表 2

個人共済

給付事由		給付基準		給付金額	掛金	加入限度
本人死亡 (A型) 弔慰金	事故	交通事故・不慮の事故による死亡 (障害1・2級)		100万円	1口 100円	20口
	普通	病気などによる死亡 (障害1・2級) 半年以内の余命宣告		50万円		
家族死亡 (B型) 弔慰金	配偶者	内縁(同居)を含む配偶者の死亡		30万円	1口 100円	10口
	子供	生計を一にする子供の死亡		10万円		
	親	本人・配偶者の親の死亡		1万円		
入院見舞金・通院見舞金 (C型)	病気入院	1日目より	1共済期間で180日を 限度とし、通算90日 を限度	日額 1200円	1口 200円	5口
	ケガ入院	1日目より				
	病気休業 通院	連続10日以上	1共済期間で90日を 限度とし、通算450日を限 度 (不就労者は荏原共済の 書式による「安静加療を 必要とする」医師の診断 書に基づき給付)	日額 600円		
	ケガ休業 通院	連続3日以上				
入院見舞金・手術給付金 (D型)	病気入院	1日目より	1共済期間で180日を 限度とし、通算90日 を限度	日額 1200円	1口 200円	5口
	ケガ入院	1日目より				
	入院手術 給付金	入院しての 手術に対し 支給	給付を受けた手術から 30日以上経過すれば、 都度支給	手術1回 につき 18,000円		
	D型満口加入者に限り、日帰り手術に対して45,000円支給 ※給付を受けた手術から30日以上経過すれば、都度支給					